

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【会社名】 株式会社フジックス

【英訳名】 FUJIX Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 井 一 郎

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役管理部長 松 尾 勇 治

【本店の所在の場所】 京都府京都市下京区室町通高辻上る山王町569番地  
(注) 本社新築のため一時移転し、2018年9月25日より  
上記仮事務所で業務を行っております。

【縦覧に供する場所】 株式会社フジックス東京支店  
(東京都豊島区目白五丁目4番13号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 藤井 一郎及び常務取締役管理部長 松尾 勇治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社11社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、他の連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の予算売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、連結予算売上高の概ね2/3に達する3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、重要な3事業拠点は、グループ内の中核会社である特に重要な事業拠点とそれ以外の重要な事業拠点に分類し、特に重要な事業拠点以外は隔年で運用評価を行うことができるとしており、当事業年度においては特に重要な1事業拠点と、それ以外の重要な1事業拠点について運用評価を行っております。また、当事業年度において運用評価を行わなかった重要な1事業拠点は、前事業年度に重要な事業拠点として運用評価を行っており、当該事業拠点における前事業年度の内部統制の評価結果が有効、かつ、当事業年度の内部統制の整備状況に重要な変更がないことを確認しております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性が高い業務プロセスとして評価の対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日である2020年3月31日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。